

ぜん息患者の増加が全国的に問題となっているが、川崎市においても、ぜん息関係の医療費助成制度の適用者が年々増加している。特にここ数年、公害病の第一種指定地域であった臨海部の川崎区、幸区よりも、これまで大気汚染とは無縁とされていた北部地域で、小児ぜん息医療費支給制度適用者が急増している。

川崎市では昭和47年度より、児童福祉の増進という目的から、小児ぜん息医療費助成制度を開始し、現在20歳未満の市民について、医療費の助成を実施している。

また、20歳以上については、昭和63年度の第一種指定地域解除に伴い、平成3年2月からその地域に居住したことのある人に対して、医療費の助成を続けてきた。

ぜん息が患者の日常生活や社会生活に及ぼす影響は深刻であり、発症原因が自動車排気ガスに起因する大気汚染のみと特定できないとしても、自動車という移動する媒体との間に、何らかの影響、関係が想定されるため、国による広域的な対応を図ることが急務である。

よって国におかれては、増加し続けるぜん息患者に対する医療費負担の軽減を含めた救済制度の検討と、ぜん息の原因究明、効果的な治療法の確立等を図るため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

議会議長名

ぜん息患者の実態調査は喫緊の課題

市議団各会派も積極的に受け止め

「横浜ぜん息患者救済をめざす会」では、横浜市に「ぜん息患者医療費助成制度」の創設を求めて、各会派との懇談会をおこなってきました。

各会派との懇談は、自民党市議団（一〇月三日）、公明党市議団（八月二三日）、民進党市議団（八月一四日）に行われました。自民党議員団からは、川崎市「成人ぜん息患者医療費助成条例」に関し、「目的、対象疾病、助成額」等の具体的な質問が出されました。公明党議員団からは、平成三〇年度に向けた予算要望を検討する前向きな発言をいただきました。民進党議員団からは、「ぜん息発症の原因」「成人を対象にして制度を創設する根拠」などについて質問が出されました。

めざす会は、各会派のみなさんに「成人ぜん息患者医療費助成制度」創設の課題を前向きに受け止めていただけたと感じ取りました。各会派のみなさんの共通した認識としては、横浜市におけるぜん息患者の実態調査が欠かせない課題であることが浮き彫りになりました。

自治体独自の救済制度の創設と併せて、国に対して「制度創設の意見書」提出についても各会派の方々と相談をさせていただいています。

川崎市、「国の広域的な対応を求める」

「めざす会」が、各自治体から国へ提出された「意見書」は、前回お知らせした埼玉県議会（平成二九年一月一三日）の他に、川崎市議会から平成一五年一二月一九日に「意見書」が提出されています。

川崎市が提出した「意見書」は、「ぜん息患者の増加が全国的に問題となっているが、川崎市においても、ぜん息関係の医療費助成制度の適用者が年々増加している。……これまで大気汚染とは無縁とされていた北

部地域で小児ぜん息医療費支給制度適用者が急増している」

「ぜん息患者の日常生活や社会生活に及ぼす影響は深刻であり、発症原因が自動車排気ガスに起因するのみと特定できないとしても、自動車という移動する媒体とのあいだに、何らかの影響、関係が想定されるため、国による広域的な対応を図ることが急務である」と指摘しています。



2017年11月30日 NO, 13

横浜ぜん息患者救済をめざす会

横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1

第2米林ビル5階

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子2-8-1-304

☎044-211-0391

社会的要因で発生した疾病は 社会的救済が必要！

ECは「自動車排出ガスの

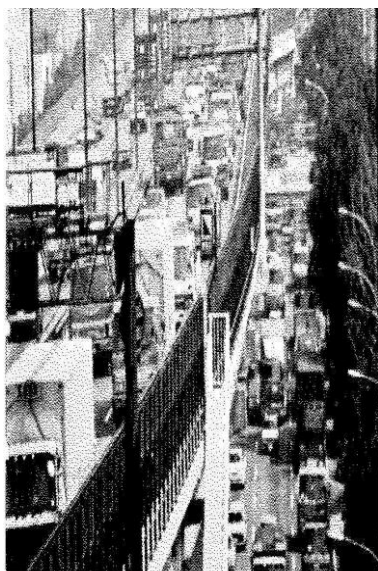
寄与度が大きい成分」

環境省が平成一七年から二一年度の五年間にわたって三大都市（関東、中京、関西）の主要幹線道路を対象にした自動車排出ガスとぜん息発症の因果関係を調査した「そらプロジェクト調査」（局地的な大気汚染の健康影響に関する疫学調査）の結果報告では、「EC（元素状炭素）及びNOx推計曝露量を指標とした自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められた」（全体報告書五三頁）「ECは自動車寄与度の大きい成分であり、室内外で自動車以外の発生源がほとんどない」（全体報告一九頁）と指摘しています。

国や自治体、自動車メーカーが、対策を講じていけば、発症しなかった人もいたはず。

環境対策では、汚染者負担に基づく、救済が原則です。

「社会的原因で発生した疾病は、社会的救済が必要」です。



「突然の症状増悪、時に致死的な転帰を」

国のアレルギー疾患対策基本法では、アレルギー疾患の最初に「気管支ぜん息」を掲げています。法の目的として「疾患を有する者が多数存在」し、「急激な症状の悪化を繰り返し生じさせ」その結果「生活の質が著しく損なわれる場合が多く」「国民生活に多大な影響を及ぼしている現状があり、生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化する」と明記されています。また「適切な治療を受けることで症状のコントロールを概ね可能であるが、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を定期的に繰り返して、突然の症状増悪により、時に致死的な転帰をたどることもある」と警告を発しています。

そして同法は、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努める」と謳っています。

川崎市では、二〇〇七年一月から、ぜん息患者に対して川崎市独自の「成人ぜん息患者医療費助成制度」を実施し、医療費の自己負担分の二割を助成しています。この制度を適用しているぜん息患者は、六八三一人（平成二九年九月末下記表を参照）となっています。

横浜市においても、ぜん息患者に対する「医療費助成制度」の一日も早い実施をのぞむものです。

川崎市各區別適用者数

区	認定者(9月末)	認定者(8月末)
川崎区	818	814
幸区	549	545
中原区	635	630
高津区	820	817
宮前区	1,395	1,391
多摩区	860	850
麻生区	1,754	1,749
全体	6,831	6,796